

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名                           |
|-------|--------------------------------|
| 45    | 和光市 重度心身障害者医療費支給に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和光市は、重度心身障害者医療費支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

### 特記事項

当該事務については、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関して契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

和光市長

## 公表日

令和7年4月24日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 重度心身障害者医療費支給に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 和光市重度心身障害者医療費支給に関する条例(昭和52年条例第4号)による重度心身障害者の医療の給付に係る一部負担金への助成金の申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査及び支給に関する事務並びに対象者の受給資格の登録に係る申請等の受理、その申請等に係る事実についての審査及び受給者証の交付に関する事務 |
| ③システムの名称                 | 障害者福祉システム、障害者自立支援システム   |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 障害者情報ファイル                |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)<br>第9条第2項<br><br>和光市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第4条第1項 別表第1の6の項   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第1項9号<br><br>なお、情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。  |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 福祉部障害福祉課  |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
| なし                       |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務部総務課 コンプライアンス担当<br>住所 351-0192 和光市広沢1-5<br>電話番号 048-424-9085  |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 福祉部障害福祉課  |
| ○ 相川第9条第2項の適用            |   |
| 「」の適用                    |   |

|        |  |
|--------|--|
| 適用した理由 |  |
|--------|--|

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月1日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上<br>2) 500人未満   |
| いつ時点の計数か                               | 令和6年12月1日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり<br>2) 発生なし   |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類                           |  |  |
|---|--|--|
| [ 基礎項目評価書 ]                                     | <選択肢><br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 | 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)          |  |  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 3. 特定個人情報の使用                                    |  |  |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か         | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託                            |  | [ ]委託しない   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か                       | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)    |  | [ ]提供・移転しない  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続                           |  | [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)  |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か                          | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か                           | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている                |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                     |  |
|-----------------------|---------------------|--|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている  |
| 判断の根拠                 |                     | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守している。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。<br>・個人番号を含む書類やデータを取り扱う際は複数人によるダブルチェックを行っている。<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書棚等に保管することを徹底している。<br>・事務取扱者に対し、定期的に情報セキュリティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。 |

## 9. 監査

実施の有無 [○] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発 [十分に行っている] <選択肢>  
1) 特に力を入れて行っている  
2) 十分に行っている  
3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [全項目評価又は重点項目評価を実施する]

|                  |  |
|------------------|--|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]<br><選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |
|                  | [十分である]<選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [端末の起動において、生体認証により権限のない者の端末利用制御]<br>・業務システムにはICカードによるアクセス制御により対象業務メニューへのアクセス制御<br>・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を受けている   |
| 判断の根拠            |  |

## 変更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載  | 変更後の記載   | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|---|--|------|-----------|
| 平成29年6月14日 | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 和光市役所保健福祉部社会福祉課<br>社会福祉課長 斎野 亮吾<br>社会福祉課長 岸本 年光<br>社会福祉課長 前島 祐三   | 和光市役所保健福祉部社会福祉課<br>社会福祉課長 斎野 亮吾<br>社会福祉課長 岸本 年光<br>社会福祉課長 前島 祐三  | 事後   |           |
| 平成29年6月14日 | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 和光市役所保健福祉部社会福祉課<br>社会福祉課長 斎野 亮吾<br>社会福祉課長 岸本 年光<br>社会福祉課長 前島 祐三   | 和光市役所保健福祉部社会福祉課<br>社会福祉課長 斎野 亮吾<br>社会福祉課長 岸本 年光<br>社会福祉課長 前島 祐三  | 事後   |           |
| 平成29年7月1日  | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 社会福祉課長 岸本 年光  | 社会福祉課長 東内 京一   | 事前   |           |
| 平成30年5月31日 | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 社会福祉課長 東内 京一  | 社会福祉課長 前島 祐三   | 事後   |           |
| 令和1年6月24日  | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 社会福祉課長 前島 祐三  | 社会福祉課長 梅津 俊之   | 事後   |           |
| 令和1年6月24日  | IV リスク対策                                       | 無   | 全項目  | 事後   | 評価書様式改正   |
| 令和2年12月16日 | I-5評価実施機関における<br>担当部署②所長                       | 社会福祉課長 梅津 俊之  | 課長   | 事後   |           |
| 令和2年12月16日 | II-1 対象人数                                      | 2014/12/2時点   | 令和2年10月1時点   | 事後   |           |
| 令和2年12月16日 | II-2 取扱者                                       | 2014/12/2時点   | 令和2年10月1時点   | 事後   |           |
| 令和2年12月16日 | II-3 いじめ判断項目 重大事<br>件                          | 発生なし  | 発生あり   | 事後   |           |
| 令和2年12月16日 | II-4情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携 法令上<br>の根拠       | 実施しない   | 実施する   | 事後   |           |
| 令和2年12月16日 | I-4情報提供ネットワークシ<br>ステムによる情報連携 法令上<br>の根拠        | -   | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第8号   | 事後   |           |
| 令和3年9月1日   | I-4法令上の根拠                                      | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第8号  | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第9号   | 事後   | 番号法改正     |
| 令和3年10月18日 | I-5評価実施機関における<br>担当部署                          | 保健福祉部社会福祉課  | 保健福祉部社会福祉課   | 事後   |           |
| 令和3年10月18日 | I-7請求先   | 和光市役所総務部情報推進課 情報統計担<br>当  | 総務部秘課 フレーランス担当<br>住所 351-0192 和光市広沢1-5   | 事後   |           |
| 令和3年10月18日 | II しきい値判断項目                                    | 令和2年10月1時点  | 令和5年9月1時点  | 事後   |           |
| 令和3年10月18日 | II-3重大事故                                       | 発生あり  | 発生なし   | 事後   |           |
| 令和3年10月18日 | I-8特定個人情報ファイル<br>の取扱いに関する問い合わせ                 | 保健福祉部社会福祉課  | 保健福祉部社会福祉課   | 事後   |           |
| 令和3年4月24日  | I 関連情報<br>3.個人番号の利用<br>法令上の根拠                  | 行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律(平成25年法律<br>第27号)第9条第2項<br><br>和光市個人番号の利用及び特定個人情報の<br>提供に関する条例 第4条第1項 別表第1<br>の7の項 | 行政手続における特定の個人を識別するため<br>の番号の利用等に関する法律(平成25年法律<br>第27号)第9条第2項<br><br>和光市個人番号の利用及び特定個人情報の<br>提供に関する条例 第4条第1項 別表第1<br>の6の項  | 事後   |           |
| 令和3年4月24日  | I 関連情報<br>4.情報提供ネットワークによ<br>る情報連携<br>(2)法令上の根拠 | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第9号<br><br>なお、情報提供ネットワークシステムによる情<br>報提供は行わない。  | <情報照会にかかる法令根拠><br>番号法第19条第9号<br><br>なお、情報提供ネットワークシステムによる情<br>報提供は行わない。   | 事後   |           |
| 令和3年4月24日  | IV リスク対策<br>8.人手を介在する作業                        | -   | 十分である<br>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー<br>登録業務に係る横断的なガイドラインを遵守し<br>ている。また、人手を介在する局課ごとに、人<br>的リスクが発生するリスクに対し、例えは次の<br>ような対策を講じていい。<br>・個人番号を記入書類やデータを取り扱う際は<br>複数人によるダブルチェックを行っている。<br>・特定個人情報を含む書類は、施錠できる書<br>類等に保管することを徹底している。<br>・事務取扱者に対して、定期的に情報セキュリ<br>ティ研修及びマイナンバー制度に係る研修を<br>実施し、知識の定着と意識啓発を図っている。 | 事後   | 新様式対応     |
| 令和3年4月24日  | IV リスク対策<br>11.最も優先度が高いと考え<br>られる対策            | -   | 3)権限のない者によって不正に使用されるリ<br>スクへの対策<br>十分である<br>・本人の起動において、生体認証により権限<br>のない者の端末利用制御<br>・業務システムにはICカードによるアクセス制御<br>により対象業務メニューへのアクセス制御<br>・ICカードの管理状況は定期的に確認報告を<br>受けている  | 事後   | 新様式対応     |
| 令和3年4月24日  | II しきい値判断項目                                    | 令和5年9月1時点   | 令和6年12月1時点   | 事後   |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |
|            |  |   |  |      |           |